52 「農泊」の推進

【5.000(一)百万円】

対策のポイント -

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型 農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に 呼び込む「農泊」**1の推進を図ることとされています。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、ゴールデンルートに集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者数や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。
- ・このため、「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組(農林漁業体験プログラム等の企画、古民家等を活用した滞在施設等の整備)、優良地域の国内外へのプロモーションに対する支援を行うため、農山漁村振興交付金に農泊推進対策を新設し、観光庁等とも連携しつつ「農泊」を推進していきます。
 - ※1 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農山漁村滞在型旅行)のこと。

政策目標

平成32年度までに、農泊地域*2を500地域創出することにより、取組地域の 自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

※2 農泊地域とは、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持っている地域

<主な内容>

1. 農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や取組地域への人材派遣、地域に 眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活 用した滞在施設等の整備、優良地域の国内外へのプロモーションなど、農泊地域を創 出し、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハー ドの取組を一体的に支援。

2. 農泊推進関連対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における地域間交流の促進等を図るために必要な農産物販売施設等の整備を推進し、「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を支援。

交付率:定額、1/2 事業実施主体:市町村、地域協議会、地域再生推進法人等

お問い合わせ先:

1の対策 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

2の対策 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)